（令第一条又は前条の規定により二酸化炭素の排出量を算定することが困難な場合の二酸化炭素の排出量の算定方法）

第九条　事業者は、令第一条又は前条の規定により二酸化炭素の排出量を算定するに当たって、二酸化炭素の排出を伴う活動の規模を示す指標の数値（令第一条第一項第一号イに規定する数値をいう。第一号において同じ。）その他当該算定の基礎となる数値又は二酸化炭素の量（以下この条において「算定基礎値」という。）が計測又は算定できない場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により当該計測又は算定できない算定基礎値の推計値（以下この項において単に「推計値」という。）を算定し、当該推計値を用いて、二酸化炭素の排出量を算定することができる。この場合において、当該事業者は、法第三十三条第一項の規定による届出の前に、当該推計値の算定方法を経済産業大臣に届け出なければならない。

一　特定事業活動（法第三十二条第二項第四号ロに規定する主務省令で定める事業活動をいう。以下この条において同じ。）に伴う二酸化炭素（活動量（実施指針で定めるところにより特定事業活動ごとに算定される活動の規模を示す指標の数値をいう。以下この条において同じ。）が燃料使用量である特定事業活動に伴うものを除く。）の排出量の算定における算定基礎値を推計する場合であって、推計する期間（以下この項において「推計期間」という。）における当該特定事業活動の活動量を計測できる場合　次のイからニまでに掲げる推計値の算定の対象となる期間に応じ、それぞれイからニまでに定める方法

イ　推計値の算定の対象となる期間が一日未満の場合　当該期間が属する日及び当該日の前後一日ずつ（推計期間を除く。）における当該特定事業活動の算定基礎値を当該期間が属する日及び当該日の前後一日ずつ（推計期間を除く。）における当該特定事業活動の活動量で除した値に、推計期間における当該特定事業活動の活動量及び一・〇七五を乗じる方法

ロ　推計値の算定の対象となる期間が一日以上一月未満の場合　当該期間が属する月及び当該月の前後一月ずつ（推計期間を除く。）における当該特定事業活動の算定基礎値を当該期間が属する月及び当該月の前後一月ずつ（推計期間を除く。）における当該特定事業活動の活動量で除した値に、推計期間における当該特定事業活動の活動量及び一・〇七五を乗じる方法

ハ　推計値の算定の対象となる期間が一月以上一年未満の場合　当該期間が属する年度（推計期間を除く。）における当該特定事業活動の算定基礎値を当該期間が属する年度（推計期間を除く。）における当該特定事業活動の活動量で除した値に、推計期間における当該特定事業活動の活動量及び一・〇七五を乗じる方法

ニ　推計値の算定の対象となる期間が一年の場合　当該期間が属する年度の前年度における当該特定事業活動に伴う二酸化炭素の排出量を当該前年度における当該特定事業活動の活動量で除した値に、推計期間における当該特定事業活動の活動量及び一・〇七五を乗じる方法

二　特定事業活動に伴う二酸化炭素の排出量又は特定事業活動以外の事業活動に伴う二酸化炭素の排出量の算定における算定基礎値を推計する場合　次のイ及びロに掲げる推計値の算定の対象となる期間に応じ、それぞれイ及びロに定める方法

イ　推計値の算定の対象となる期間が一日未満の場合　当該期間が属する日及び当該日の前後一日ずつ（推計期間を除く。）における当該事業活動の算定基礎値を時間平均した値に、その平均値に対する標準偏差に2を乗じた値を加算した値に、推計期間（単位は、時間とする。）を乗じる方法

（新設）